# 重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 Connectring
代表者氏名	代表取締役 大野博之
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	茨城県つくば市北条 1646-7 代表: 大野博之 TEL:029-879-9362 FAX:029-879-9363
法人設立年月日	令和6年8月2日

- 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について
- (1) 事業所の所在地等

事業所名称	株式会社 Connectring デイサービスご縁				
介護保険指定事業所番号	0872003512				
事業所所在地	茨城県つくば市北条 1646-7				
連絡先	TEL: 029-879-9362  FAX: 029-879-9363				
相談担当者名	代表:大野博之				
事業所の通常の 事業の実施地域 つくば市、下妻市、土浦市、石岡市、筑西市、桜川市					
利 用 定 員	19 名(1 単位)				

## (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援、要介護状態にある高齢者に対し、住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な介護予防、介護サービスを提供すること。
運営の方針	サービスの提供に当たっては、要支援、要介護者の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行う。

## (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業 E	月曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日の週5日、国民の祝日 年末年始(12月31日~1月3日) お盆(8月13日~8月15日)を除く
営 業 時 間	8:15~17:30

## (4)サービス提供時間

サービス提供日	月曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日の週5日 年末年始(12月31日~1月3日) お盆(8月13日~8月15日)を除く
サービス提供時間	9:00~16:30 (午前の部 9:00~12:00・午後の部 13:30~16:30)
延長 サービス提供時間	要相談

## (5)事業所の職員体制

管理者	青柳保伸
-----	------

職	職 務 内 容	人員数
管理者	<ul> <li>1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の 把握その他の管理を一元的に行います。</li> <li>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令 を行います。</li> <li>3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏 まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具 体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成 するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。</li> <li>4 利用者へ通所介護計画を交付します。</li> <li>5 指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更 を行います。</li> </ul>	常 勤 1名 生活相談員と 兼務
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	1 名管理者と 兼務
看護師・ 准看護師 (看護職 員)	<ul><li>1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。</li><li>2 利用者の静養のための必要な措置を行います。</li><li>3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。</li></ul>	1 名機能訓練 指導員と兼務
介護職員	1 通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護 を行います。	
機能訓練指導員	1 通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	1 名看護師と 兼務

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

サービ	ス区分と種類	サービスの内容
通所介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2 通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します 4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅	への送迎	事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
	食事の提供	
日常生活 上の世話	排せつ介助	
工砂匠品	更衣介助	
移動·移乗介助		介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の 介助を行います。
	日常生活動作を 通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常 生活動作を通じた訓練を行います。
機能訓練	レクリエーショ	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌
	ンを通じた訓練	唱、体操などを通じた訓練を行います。    利田者の飲わに広じて、機能訓練お道品が恵間的知識に其で
器具等を使用し   た訓練		利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づ   き、器械・器具等を使用した訓練を行います。

## (2) 通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について 【通常規模型】

	【介護予防サービス】					
	3時間以上4時間未満					
	単位数     合計単位数×地域単価     自己負担額     自己負担額     自己負担額       5等級10.45     (1割)     (2割)     (3割)					
事業対象者・ 要支援1	1798単位/月	18,789円/月	1,879円/月	3,758円/月	5,637円/月	
事業対象者・ 要支援1	59単位/日	617円/日	62円/日	124円	186円/日	
事業対象者・ 要支援2	3621単位/月	37,839円/月	3,784円/月	7,568円/月	11,352円/月	
事業対象者・ 要支援2	119単位/日	1244円/日	124円/日	248円/日	372円/日	

	【通所介護サービス】					
		3時間以上4時間	引未満			
	単位数	合計単位数×地域単価	自己負担額	自己負担額	自己負担額	
	十世	5等級10.45	(1割)	(2割)	(3割)	
要介護1	370単位/日	3,866円/日	387円/日	773円/日	1,160円/日	
要介護2	423単位/日	4,420円/日	442円/日	884円/日	1,326円/日	
要介護3	479単位/日	5,005円/日	500円/日	1,001円/日	1,501円/日	
要介護4	533単位/日	5,570円/日	557円/日	1,114円	1,671円	
要介護 5	588単位/日	6,145円/日	615円/日	1,229円	1,844円	

<sup>\*</sup>要介護3以上の方は利用に関して要相談となります。

デイサービスご縁 料金表

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及 び通所介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとしますが、利用者の 希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、 その日に係る通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となり ます。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を 得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに通所介護計画の見直しを行います。
- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合又は通所介護従業者の数が人員配置 基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額 は、70/100となります。
- ※ 利用者に対し、居宅と当事業所との間の送迎を行わない場合(ご家族が送迎される場合等) は、片道につき 47 単位を減額とします。
- ※ 感染症又は災害の発生を理由として当該月の利用者数が当該月の前年度における月平均よりも 100 分の 5 以上減少している場合、3 月以内に限り 1 回につき所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を加算します。
- ※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止

<sup>\*</sup>サービス内容により加算が追加されます。

- のための年 1 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の 99/100 となります。
- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続 計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、 上記金額の99/100となります。

### (4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本	刊田松	利用者負担額		<b>第中同数学</b>	
加 <del>昇</del>	単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担	算定回数等
生活機能向上連携加算(I)		円	円	巴	巴	1月につき(原則3月に 1回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		円	Ħ	Ħ	Ħ	1 月につき (個別機能訓練加算算 定の場合は(I)ではな く(I)を算定。この場合 の(II)は 100 単位)
個別機能訓練加算(I)イ	56	585 円	59 円	117円	176 円	機能訓練を実施した日数
個別機能訓練加算(I)口		円	円	円	円	
個別機能訓練加算(Ⅱ)		円	円	円	円	1月につき
ADL 維持等加算(I)		円	円	円	円	1月につき
ADL 維持等加算(Ⅱ)		円	巴	巴	巴	1月につき
栄養アセスメント加算		円	田	田	田	1月につき
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		円	円	円	円	1回につき
ロ腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		円	円	円	円	1回につき
口腔機能向上加算(I)	150	1568 円	157 円	314 円	470 円	3月以内の期間に限り
口腔機能向上加算(Ⅱ)		円	巴	巴	巴	1月に2回を限度
科学的介護推進体制加算		円	田	田	田	1月につき
サービス提供体制強化加算(I)		円	円	円	円	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		円	円	円	円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		円	巴	巴	巴	
介護職員等処遇改善加算皿	所定単位 数に 8.0% が追加さ れます。	左記の 単位数 ×地域 区分	左記の 1割	左記の 2 割	左記の 3割	・1 月につき ・[※所定単位数] 基本サービス費に各 種加算・減算を加え た総単位数

- ※ 生活機能向上連携加算(I)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当事業所の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。
  - 生活機能向上連携加算(II)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。
- ※ 個別機能訓練加算(I)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練 を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能 訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、機能訓練加算(I)を算 定します。

- ※ ADL 維持等加算は、一定期間に当事業所を利用した者のうち、ADL (日常生活動作)の維持 又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。
- ※ 栄養アセスメント加算は、当事業所の従業者又は外部の介護事業所等との連携により管理 栄養士を配置し、利用者ごとに多職種共同で栄養アセスメントを行い、その結果を利用者 又は家族に説明するとともに、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切 かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に、算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康 状態又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ 口腔機能向上加算は、口腔機能の低下又はそのおそれのある利用者に対して、多職種共同で口腔機能改善管理指導計画を作成の上、個別的に口腔清掃又は摂食・嚥下機能に関する 訓練の指導若しくは実施等の口腔機能向上サービスを実施した場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を通所介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け 出た指定通所介護事業所が、利用者に対して通所介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等 の取組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度 基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価(5級地 10.55円)を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

#### 4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。				
	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。				
② キャンセル料	利用日の前日、午前の営業中にご キャンセル料は不要です 連絡の場合				
	利用日の前日、午後の営業中にご	1提供当りの料金の			
	連絡の場合	15%を請求いたします。			
	上記の時間を過ぎて、営業時間外	1提供当りの料金の			
	のご連絡、または当日の場合	30%を請求いたします。			
※ただし、利用者の病	がの病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。				
③ 食事の提供に要 する費用	800円(1食当り 食材料費及び調理コスト)運営規程の定めに基づく もの*希望者のみ				
④ おむつ代	200円(1枚)パット100円(1枚	) 運営規程の定めに基づくもの			

- 5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について
  - ① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等
- ァ 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその 他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの 合計金額により請求いたします。
- イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日 までに利用者あてにお届け(郵送)します。
- ② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等
- ァ サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者 控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のい ずれかの方法によりお支払い下さい。
  - (ア)事業者指定口座への振り込み
  - (イ)利用者指定口座からの自動振替
  - (ウ)現金支払い
- イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、 領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願い します。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあ ります。)
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促 から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分 をお支払いいただくことがあります。
- 6 サービスの提供にあたって
  - (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
  - (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
  - (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
  - (4) サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行います。なお、「通所介護計画」は、利用者 等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
  - (5) 通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

## 7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 代表:大野博之

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に 周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に 通報します。

## 8 秘密の保持と個人情報の保護について

	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個
	人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定し
	た「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な
	取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱
	いに努めるものとします。
	② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」とい
① 利田孝及びるの家佐に関する秘	う。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又は
① 利用者及びその家族に関する秘	その家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしま
密の保持について	せん。
	③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約
	が終了した後においても継続します。
	④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその
	家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び
	<b>従業者でなくなった後においても、その秘密を保持す</b>
	るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、
	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を
	用いません。また、利用者の家族の個人情報について
	も、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会
	議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
	② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含
	まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)
② 個人情報の保護について	については、善良な管理者の注意をもって管理し、ま
	た処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしま
	す。 ・
	③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応
	じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報
	の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞な
	く調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正
	等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の名は人は利用者の名は、
	要な場合は利用者の負担となります。)

## 10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治 の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも 連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名 住 所 電話番号 携帯電話 勤務先	続柄
【主治医】	医療機関名 氏 名 電話番号	

#### 11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、 利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### 12 心身の状況の把握

指定通所介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

#### 13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉 サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写し を、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

## 14 サービス提供の記録

- ① 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 15 非常災害対策

① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名:大野博之

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期:毎年4月10月の2回
- ④③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

### 16 衛生管理等

- (1) 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2)必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおお むね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底していま す。
  - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

#### 17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画) を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 18 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
  - ア 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
  - ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
  - ・苦情や相談があった場合は、利用者の状況を詳しく把握するために聞き取りを実施する。 また必要に応じ、訪問しての聞き取りも行う。
  - 担当者は把握した状況について検討し、以下の対応を決定する。
  - ・把握した状況に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず 対応方法を含めた結果報告を行う。

## (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所 在 地 つくば市北条 1646-7 電話番号 029-879-9362 ファックス番号029-879-9363 受付時間 8:15~17:30 (木・日曜日を除く)
【市町村(保険者)の窓口】 つくば市役所 高齢福祉課	所 在 地 つくば市研究学園-丁目1番の1 電話番号 029—883-1111 (代表) 受付時間 8:45~16:30(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 茨城県国民健康保険団体連合会	所 在 地 水戸市笠原町 9 7 8番地 26 電話番号 029-301-1565 受付時間 9:00~17:00 (土日祝は休み)

## 19 重要事項説明の年月日

代理人

氏 名

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

	所 在 地	つくば市北条 1646-7	
法人名		株式会社Connectring	
業	代表者名	大野博之	
者	事 業 所 名	デイサービス ご縁	
	説明者氏名		

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住	所		
		名		
		住	所	